

令和 7 年度 公金オンライン送金委託		設 計 書		調 査	
				設 計	
委 託 番 号			履 行 場 所		
			胎内市会計課内		
		実 施 ・ 元		変 更	
設 計 額		円		円	
契 約 額 (内消費税額)		円 (円)		円 (円)	
委 託 期 間		令和7年9月1日から令和12年8月31日		委託日数 日間 又は 完成期限 令和 年 月 日	
実 施  (元)  委託概要	公金オンライン送金委託  入金機器 設置 1.0式 入金機器 定期保守 1.0式 公金送金業務 1.0式 入金機器機械警備業務 1.0式 カスタマセンター設置業務 1.0式		変 更    委託概要		

消 費 税 総 括 表

項 目	実 施		変 更 (1回目)			変 更 (2回目)		
	設 計	請 負	設 計	請 負		設 計	請 負	
				合 計	増減分		合 計	増減分
委託価格	(1)	(4)	(7)	(10)=(7)*(6)/(3)	(13)=(10)-(4)	(16)	(19)=(16)*(6)/(3)	(22)=(19)-(10)
委託価格計								
本委託費								
消費税 相当額	(2)=(1)*0.1	(5)=(4)*0.1	(8)=(7)*0.1	(11)=(10)*0.1	(14)=(13)*0.1	(17)=(16)*0.1	(20)=(19)*0.1	(23)=(22)*0.1
消費税相当額計								
委託費	(3)=(1)+(2)	(6)=(4)+(5)	(9)=(7)+(8)	(12)=(10)+(11)	(15)=(10)+(11)	(18)=(16)+(17)	(21)=(19)+(20)	(24)=(22)+(23)
委託費計								
本委託費								

\*\*本委託費\*\* 内訳表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
**本委託費**					
業務委託					
公金オンライン送金委託					
入金機器 設置					第0001号明細表
	1	回			
入金機器 定期保守					第0002号明細表
	60	月			
公金送金業務					第0003号明細表
	60	月			
入金機器機械警備業務					第0004号明細表
	60	月			
カスタマセンター設置業務					第0005号明細表
	60	月			

\*\*本委託費\*\* 内訳表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
直接委託費					
一般管理費					
委託価格 計					
消費税相当額					
	10	%			
委託費 合計					

明細表

入金機器 設置

第0001号明細表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
機器搬入・撤去	2.0	回			
機器設置・動作確認	2.0	日			
機器セットアップ	3.0	月			
通信回線初期接続	1.0				
小計					

明細表

入金機器 定期保守

第0002号明細表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
機器定期保守作業	1.0	回			
保守員作業		人			
機器からの集金作業		人			
交通費	1.0	日			
小計 1月当たり		月			

明細表

公金送金業務

第0003号明細表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
公金送金業務	1.0	月			
入金機通信回線費用	1.0	月			
小計 1月当たり	1.0	月			

明細表

入金機器機械警備業務

第0004号明細表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
機器機械警備業務	1.0	月			
小計 1月当たり	1.0	月			

明細表

カスタマセンター設置業務

第0005号明細表

費目・工種・種別など	数量	単位	単価	金額	備考
カスタマセンター対応業務	1.0	月			
小計 1月当たり	1.0	月			

## 公金オンライン送金委託 仕様書（長期継続契約）

本仕様は市本庁窓口等で納付された税、公共料金の現金の安全かつ確実な保管、運搬方法を確保するため、IT技術を活用したオンライン入金機により指定金融機関の指定口座へ送金することにより公金の安全性等を確保するものである。

### 1. 業務名

胎内市公金オンライン送金業務委託

### 2. 目的

本業務は胎内市会計課内に公金オンライン入金機(以下「入金機」という。)を設置し、現金管理の効率化や利便性等の向上を図るとともに、入金機に入金された現金を当市の指定金融機関にある指定口座に受託者が送金することにより、防犯・盗難防止等の現金送金時のリスクを回避することを目的とする。

### 3. 履行場所

胎内市会計課内

### 4. 履行期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日 60か月 長期継続契約

本件は、胎内市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年条例第42号)に基づく長期継続契約であり、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本業務委託契約における予算が減額又は削除された場合は契約を解除することができるものとする。

### 5. 履行内容

当該送金業務に必要な機器は、市が指定する場所に受託者が搬入、設置等を行うとともに、セットアップ及び調整作業を実施するものとする。

設置された入金機への入金は市の会計課が操作し、入金が行われた後に受託者により市の指定口座へ送金するものとする。

#### (1) 入金機

- ① 入金機及び周辺機器の内訳及び仕様については別表「機器構成一覧」とする。
- ② 別表「機器構成一覧」に掲げる同等以上の機種を納入しようとする場合は、カタログ等を添付して機器の規格・性能等を明示すること。
- ③ 廃番等に係る特記事項

本件の契約後に、前②記載の同等品が出荷不能又は製品の欠陥等に伴う出荷停止、その他止むを得ない事由により設置できなくなった場合は、当該送金業務に支障が出ない同等品以上の製品又は代替品を設置すること。この場合の製品仕様は別表「機器構成一覧」と同等以上とする。

## (2) 収入金送金等

- ① 受託者は、当日中に入金機に入金された現金の総額を入金された日の翌銀行営業日中までに、受託者の責任において市の指定する口座に振り込むこと。(口座数は2つ)  
※ 振込に係る手数料及び通信に係る回線使用料等は、受託者の負担とする。
- ② 入金機内の現金は、入金機内の保管箇所に関わらず、すべて受託者が管理するものとし、その保全に係るすべての責任は受託者が負うものとする。
- ③ 入金機内の現金の回収については、入金機内の現金が収納容量を超えない頻度で行うものとする。

## (3) 入金機の搬入及び設置等作業

### ① 作業内容

入金機を市が指定する場所に搬入、設置及び調整作業(機器の動作確認)を行うこと。また、作業の実施にあたっては、事前に市と十分に協議すること。

### ② 作業時間

作業時間は原則として市の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市公務に支障がある場合又はやむを得ない理由により時間外に作業を行う場合は、事前に市と協議をすること。また、調整作業を搬入日と異なる日に実施する場合についても同様とする。

### ③ 操作説明及び試行期間

受託者は入金機の設置後に操作説明及び試行期間を設け、障害等の対策に万全を尽くすこと。

### ④ 初期不良対応

入金機の利用開始以前のハードウェア不良は初期不良とし、受託者の責任において、修理又は設置や調整作業を速やかに実施するものとする。

## (4) 公金オンライン入金機器の保守

履行期間において、入金機の保守及び市からの問い合わせへの対応を、次のとおり行うこと。

### ① 保守窓口の設置

電話、メール、FAXにて連絡可能な保守窓口を設置すること。

### ② 保守点検の実施

年に1回以上の保守点検を行うこと。

### ③ 障害対応

障害が発生した場合、市からの連絡への適切かつ速やかな対応で復旧に努める。障害対応は、市と十分に調整の上、市業務への影響を最小限とするよう配慮する。

### ④ 保守報告

障害対応及び保守点検の終了後は、速やかに書面により報告を行うこと。

(5) 費用負担は次のとおりとする。

受託者の負担	入金機の障害対応、保守に係る費用 入金機の通信費用 市指定口座への振込み費用 通常使用範囲内の故障及び点検調整等に係る費用 契約期間満了時の入金機撤去費用、データ消去等費用
市の負担	本委託契約に基づく委託料(月額) 本委託契約に基づく導入費(入金機の設置費用等) 入金機の電気代 ロール紙等消耗品 契約期間中の入金機移設費用 入金機の撤去に伴う床面および壁面等の修繕費用

## 6. 履行体制

受託者は、入金機の搬入及び設置等作業並びに保守を実施する場合は、必要な技術、知識、経験、問題発見・解決能力を有する者を従事させること。

## 7. 履行期間満了後の入金機の撤去

### (1) 撤去等にかかる費用

履行期間満了後の入金機の搬出等にかかる費用及びデータ消去にかかる費用は受託者の負担とする。

### (2) 撤去作業の日程等

履行期間満了後の撤去作業の実施にあたっては、事前に市と十分に調整すること。

### (3) 入金機のデータ消去

データ消去の必要がある場合は、入金機の引き上げ後に受託者の任意の場所で行い、データ消去が完了したことを確認できる証明書等を市へ提出すること。

## 8. 施設の立ち入り 受託者は、以下(1)～(3)を遵守すること。

(1) 市の施設への立ち入りにあたっては市の指示に従うこと。

(2) 市が立ち入りを認めた場所以外に立ち入らないこと。また、市から指示されたもの以外の機器について、使用・接触をしないこと。

(3) 履行場所においては、従事者に従事者身分証明書を携帯させ、市が求めた場合にはこれを提示させること。

#### 9. 委託料の支払

令和7年9月分(予定)を第1回目とし、第1回目の支払いは翌月初めに請求を受け、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。以後この例による。

また、導入時にかかる諸経費については、第1回目分と合わせて請求するものとする。

#### 10. 再委託の禁止

受託者は、受託した業務委託を第三者に委託してはならない。ただし、書面により委託者から承諾を受けた場合は、この限りではない。

#### 11. 秘密の保持

受注者は、本業務委託の履行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。業務完了後も同様とする。

#### 12. 個人情報の保護

受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、胎内市財務規則別記2委託契約約款別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### 13. その他

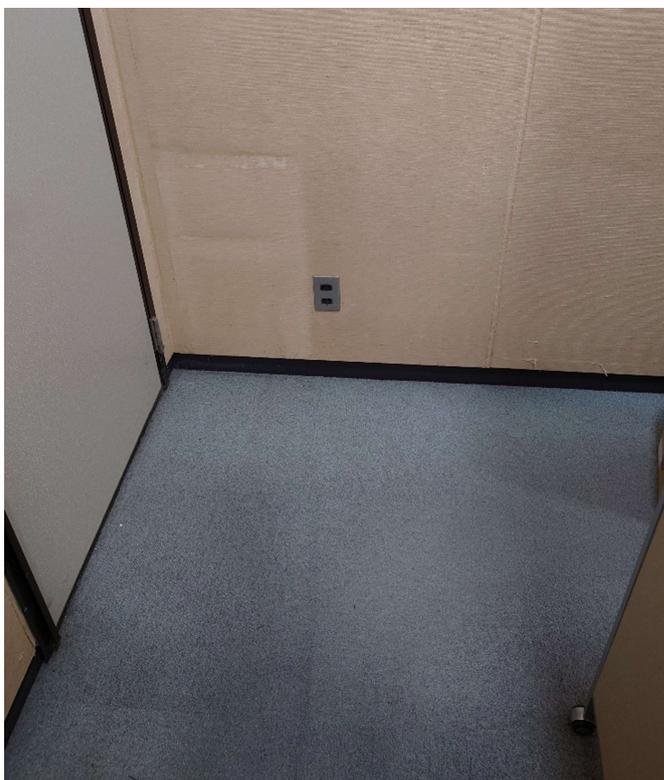
胎内市財務規則、同規則別記2の委託契約約款及び本仕様書に基づき業務を履行するものとし、定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上決定するものとする。

別表「機器構成一覧」

1 紙幣硬貨入金機本体(1台)

		仕 様
本 体	外形寸法	幅 700 mm 以内 奥行 700 mm 以内
	重量	450kg以内
	使用電源	AC100V
	消費電力	〔動作時〕 500W以内
紙 幣	取扱金種	国内発行4紙幣 令和 6 年度発行の新紙幣に対応していること。
	・収納量	合計1,000枚以上
硬 貨 部	取扱金種	国内発行硬貨 6 種類 令和 3 年度発行の新 5 0 0 円硬貨に対応していること。
	収納量	〔5 0 0 円〕 200枚以上 〔その他金種〕 各300枚以上
参 考 規 格	総合警備保障株式会社(ALSOK) MH-A NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社 S D-K	

【写真】 機器設置スペース 縦:1650mm 横:1200mm



## 参考情報

令和5年度1年間の取り扱い金額（市の入金金額相当分）

### （1）金額

項目	金額（千円/開庁日）	備考
年間平均	1,389	
最多月平均	1,866	12月
最小月平均	1,033	2月

### （2）1日の平均枚数と金額内訳

金種	枚数	金額（円）
万券	113	1,130,000
五千券	11	55,000
二千券	0	0
千券	195	195,000
500	8	4,000
100	49	4,900
50	3	150
10	21	210
5	3	15
1	7	7
紙幣小計	90	1,380,000
硬貨小計	319	9,282
紙幣硬貨合計	409	1,389,282